

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長補佐

「脳・心臓疾患事案」及び「精神障害等事案」並びに「石綿疾患（労災・救済法）事案」にかかる処理経過簿の作成について

「脳・心臓疾患及び精神障害等事案に係る処理経過簿」については、昭和62年11月26日付け補償課長事務連絡第30号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準の施行に伴う事務処理について」及び平成12年3月24日付け補償課長事務連絡第3号「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断における事務処理について」等により、その作成を行っていただいているところであり、また、「石綿疾患に係る処理経過簿（労災保険法及び石綿健康被害救済法）」については、平成17年9月7日付け事務連絡「石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過簿の作成について」等により、その作成をお願いしているところですが、当該疾患に関する平成19年度請求及び決定分については、平成20年4月15日（火）までに、確実に作成していただくようお願いします。

なお、入力に当たっては、特に下記について留意してください。

記

1 精神障害等事案に係る処理経過簿について

平成20年1月23日付け職業病認定対策室長事務連絡（「精神障害等事案に係る「脳・心臓疾患／精神障害処理経過簿システム操作マニュアル」の一部改正について」）により「備考」欄に精神障害の発病に関与した出来事が発症した月から精神障害が発病した月までにおける1ヶ月平均の時間外労働時間数を入力するよう指示したところであるので留意すること。

2 石綿疾患に係る処理経過簿（労災保険法及び石綿健康被害救済法）について

- ① 肺がんについては、石綿による肺がんについて入力するものであり、じん肺肺がんについては処理経過簿から除くこと。この場合、局署名、被災者氏名欄以外の入力項目は白紙とし、備考欄に除外した理由を記載すること。
- ② 新規認定件数を的確に計上すること。特に、短期給付が既に支給決定されている者について、遺族（補償）給付の請求が行われ支給決定を行った場合、重ねて計上されることがあるため、短期給付時に作成したデータの請求種別欄に入力することにより、新たに遺族給付のみでデータを作成・追加しないよう特に留意すること。
- ③ 疾病名は、決定時の疾病名とすること。例えば、中皮腫として請求されたものについて、石綿肺がんとして支給決定した場合には、請求時の疾病名である「中皮腫」を決定時の疾病名である「石綿肺がん」へ修正し、入力すること。
- ④ 事業場の業種については、石綿ばく露作業従事時の業種がわかるものについては当該業種、不明の場合は支給決定時における事業場の業種を入力すること。